

トラック・物流Gメンと和歌山運輸支局の取組について

和歌山運輸支局 輸送監査部門

令和8年2月27日

トラック・物流Gメンとは

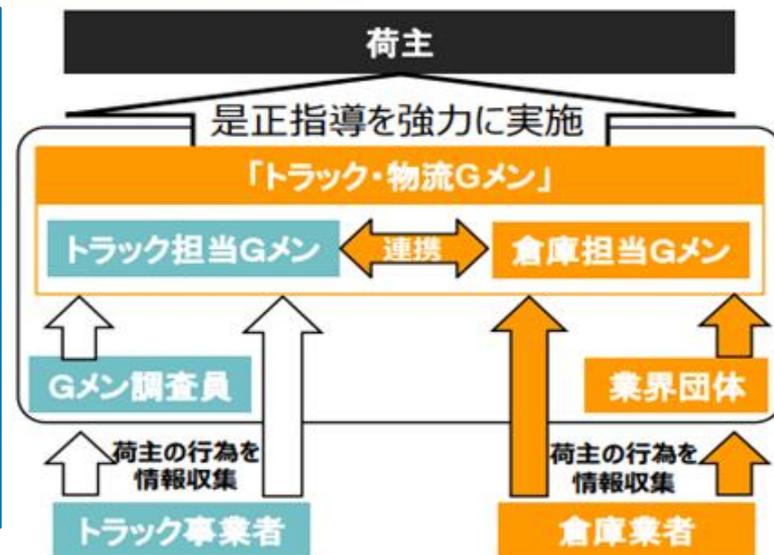
■トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため**2023年7月に国土交通省が創設**した調査・指導部隊
- ✓ 様々な手法による積極的な情報収集や、**違反原因行為**の疑いのある**荷主・元請事業者等に対する是正指導**を実施
- ✓ 2024年11月より、**倉庫業者を情報収集対象に追加し、「トラックGメン」から「トラック・物流Gメン」へ**
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、**総勢360名規模**で活動

Gメンの時系列

- ・2018年12月 荷主への是正指導が法制度化
(労働時間規制が始まる2024年3月末までの時限措置)
- ・2023年 6月 荷主への是正指導の適用期限を「当分の間」に延長
7月 「トラックGメン」の創設(162名) プッシュ型情報収集を開始
- ・2024年 4月 トラックドライバーの時間外労働の上限規制がスタート
11月 各都道府県のトラック協会に「Gメン調査員」(166名)を専任。倉庫業者からの情報収集も目的とし国土交通省の物流担当職員(29名)も含む形で拡充。「トラック・物流Gメン」に改組。360名規模に。

業務フローのイメージ



違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

長時間の荷待ち



契約にない 附帯業務



運賃・料金の 不当な据置き



過積載運送の 指示・容認



異常気象時の 運送依頼



無理な運送依頼



トラック・物流Gメン ～荷主等による違反原因行為～

長時間の荷待ち



- 荷主がトラック事業者に対して、1時間以上の荷待ち又は2時間以上の荷待ち・荷役等を恒常的にさせている行為。
- 荷待ち時間等の考え方
 - ・荷待ち時間とは、集貨・配達を行う場所やその周辺の場所において、荷主の都合により貨物の受渡しのために待機した時間である。算定方法は、到着時間の指示の有無によって異なる。
 - ・荷役等時間とは、トラックドライバーが行う荷役その他の附帯業務に従事した時間であって、荷役等に従事していない時間は除かれる。
 - ・貨物の種類やその性質により、荷役等の業務に要する時間が安全性又は衛生等の観点から短縮することが難しい場合は、荷役等時間のみでは判断されない。

契約のない 附帯業務



- 荷主が契約のない、または、対価について合意がなされていない附帯業務をトラック事業者にさせている行為。
- 附帯業務の例
 - ・貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、棚入れ、ラベル貼りなど。
- 契約の有無の考え方
 - ・契約のない附帯業務を行わせている荷主が、運送契約の当事者でない場合は、運送契約の当事者である荷主との交渉状況等を踏まえて判断される。
 - ・附帯業務の対価の水準について合意がなされていないものについては、内容により運賃・料金の不当な据置きと判断される場合がある。

運賃・料金の 不当な据置き



- 荷主がトラック事業者からの運賃・料金交渉に正当な理由なく応じない行為。
- 荷主がトラック事業者が根拠を示して交渉した事項について、必要な説明又は情報の提供を行わず運賃・料金の水準を据置く又は一方的に決定する行為。
- 交渉の結果、貨物自動車運送事業者が希望する運賃・料金の水準で決定されなかったとしても、貨物運送事業者が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を荷主が行っている場合は、違反原因行為とは判断されない。
- 他の貨物自動車運送事業者の運賃・料金の水準又は一律の水準で荷主が一方的に決定する行為は違反原因行為と判断される場合がある。

トラック・物流Gメン ～荷主等による違反原因行為～

過積載運送の指示・容認



- 荷主が過積載運送（過積載のおそれを含む）となることを知りながら、トラック事業者に対して積載の指示又は容認を行う行為。
- 指示・容認の考え方
 - ・貨物自動車運送事業者又はその従業員が過積載となると判断した理由及びその後の荷主側とのやりとり等の記録から判断する。
 - ・明確な積載の指示がなくても、明らかに過積載になることを荷主が知りながら容認した場合も違反原因行為と判断される。

異常気象時の運送依頼



- 異常気象時または、その前後において、トラック事業者が輸送の中止を判断し、荷主へその判断に至った理由等を報告したにも係わらず、荷主が運送を強要する行為。
- 異常気象時の運送依頼の考え方
 - ・異常気象時とは「台風等による異常気象時下における輸送の在り方について（令和2年2月28日付国自貨136号）」による降雨時、暴風時、降雪時、視界不良（濃霧・風雪等）時、警報発表時をいう。
 - ・トラック事業者の判断は、上記通達による基準を目安とするが、荷主と事前に取り決めた基準で判断することも差し支えない。

無理な運送依頼



- 荷主がトラック事業者に対して、法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することを困難にさせる無理な運送依頼を行う行為であり、他の違反原因行為に該当しないもの。
- 無理な運送依頼の例
 - ・拘束時間を超えなければ運送できない依頼
 - ・適法な運行速度では間に合わない到着時間の設定
 - ・法第12条に定める運送契約の書面による相互交付に協力を求められたにも係わらず荷主が協力しない場合。

●積極的なプッシュ型情報収集

- ✓ 運送事業者へヒアリング（電話・訪問調査）
- ✓ 荷主企業等へのパトロール(現地調査)
- ✓ SA・PAで運転手へヒアリング
- ✓ 目安箱(HP情報投稿フォーム)
- ✓ 関係所管庁からの情報
など様々な手段で情報を収集。

→収集した情報を元に、**違反原因行為**がある悪質な荷主等へ**是正指導**を実施。



違反原因行為がある荷主企業等



トラック・物流Gメン



トラック会社・ドライバー

荷主等パトロールの概要について

近畿運輸局では、荷主等パトロールによる積極的な現場の状況確認を実施

荷主等パトロールの概要

- 違反原因行為等の情報があった企業（営業所・工場・物流施設等）や、情報がない企業も**基本的にアポなしで訪問**。担当者**ヒアリングや現場の状況確認**。
- 荷主等向けのチラシ（「トラック・物流Gメンがパトロール中です」等）を担当者に配布し、**トラック・物流Gメン制度、違反原因行為等を周知**。
- 物流施設周辺で待機しているトラックを確認した場合は、長時間の荷待ちの可能性があるので、状況を記録し更に情報収集。**是正指導に活用**。

国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

トラック・物流Gメンがパトロール中です。

トラック・物流Gメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支援、荷主現場などへのパトロール（現場の状況確認）を行っています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラック・物流Gメンとは？
トラックGメンは、不正運賃の取替や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、**違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」や「要請」等の是正指導を行います。**

【働きかけの実例】 【要請の実例】

ケース1 働きかけの実例
1. 働きかけの依頼（依頼書）
2. 働きかけの依頼書（依頼書）
3. 働きかけの依頼書（依頼書）
4. 働きかけの依頼書（依頼書）

ケース2 要請の実例
1. 要請の依頼（依頼書）
2. 要請の依頼書（依頼書）
3. 要請の依頼書（依頼書）
4. 要請の依頼書（依頼書）

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】
違反原因行為を繰り返している 荷主が違反原因行為をしていること 確認してなお改善が見られない場合
働きかけの依頼書 要請の依頼書
働きかけの依頼書 要請の依頼書

働きかけ → 要請 → 報告・公表

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラック運送事業者が法令に違反する原因となるおそれのある**荷主・元請運送事業者の以下のような行為**です。

恒常的に長い荷待ち時間 無理な到着時間の設定 過積載になるような依頼

→過労運転防止義務違反を招くおそれ
→最高速度違反を招くおそれ
→過積載運転を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- 契約にない荷物業務
…契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、商品の検査
- 運賃・料金の不当な横置き
…運賃・燃料サーチャージの価格交渉に応じない
- ドライバーの拘束時間超過
…配車時刻までに荷揃えが終わってわずかドライバーを待機させる
- 異常気象時の運行依頼
…気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

事実であれば、改善していただく必要があります。
（トラック・物流Gメンの要請等による事実判明の場合は、改善計画の策定、提出が必要です。）

【お問い合わせ先】 国土交通省 近畿運輸局 荷主等連絡センター 受付時間 9時～18時（土日祝日を除く）
近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局 近畿運輸局

荷主等パトロールの状況

令和5年11月～令和7年12月31日までの訪問件数（近畿運輸局管内） ※トラック事業者を含む



2,450 か所以上 （月100件以上の訪問ペース）

パトロールでの確認・説明内容

- 物流の2024年問題
- 違反原因行為
- トラック・物流Gメン制度
- 働きかけ等制度
- 標準的な運賃
- 荷主向けオンライン説明会
- 物流効率化法
- 物流改善の取組内容 等

1.働きかけ

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

さらに情報を得た場合

2.要請

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

改善されない場合

3.勧告・公表

要請してもなお改善されない場合
会社名も公表される

理解を求める文書を発出



荷主による自主的な状況確認と改善

荷主へのフォローアップの実施

要請・勧告文書を発出



必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング



改善計画の策定・提出、改善期間の設定

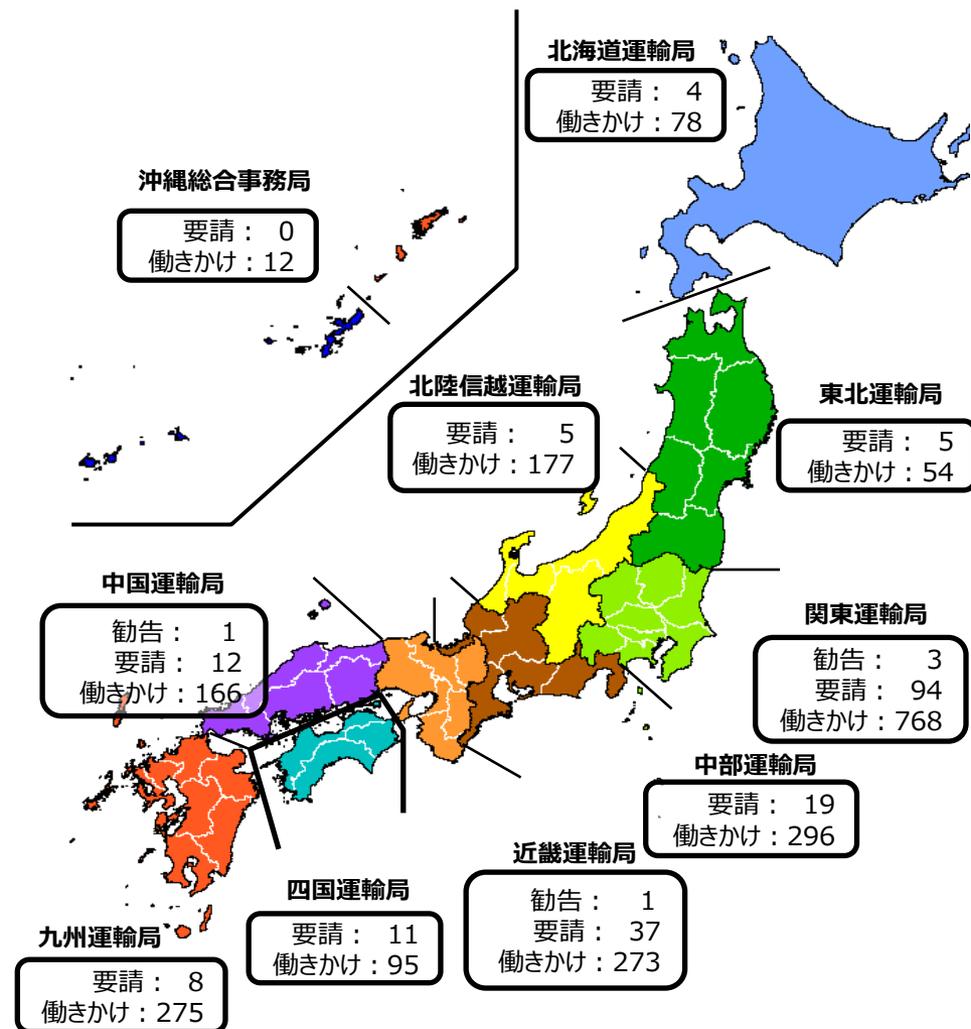


Gメンによる改善状況の確認



改善報告の提出
(違反原因行為の解消)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7~R7.11



働きかけ等の累計実施件数 (R1.7~R7.11)

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
- 要請 : 195件 (荷主106、元請83、その他6)
- 働きかけ : 2,194件
(荷主1,540、元請554、その他100)

⇒ 計2,394件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (47%)
- 契約にない付帯業務 (21%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

○集中監視月間(10～11月) <近畿運輸局での取組>



NEWS RELEASE

国土交通省近畿運輸局

国土交通省

令和7年10月9日

「トラック・物流Gメン」による集中監視月間を実施します
～近畿運輸局管内における取組～

トラック運送事業の輸送力不足が懸念される「物流の2024問題」への対応として、「トラック・物流Gメン」は、悪質な荷主・元請事業者等への監視を強化し持続可能な物流の確保に向けて取組を実施しております。

本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、全国において適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。

この度、近畿運輸局管内で実施を予定している取組内容をお知らせいたします。

1. **荷主企業の本社に対する荷主パトロール**
近畿運輸局管内に本社がある荷主等に対して、物流に関する現状や問題のヒアリング、違反原因行為の啓発活動等を行います。
本社に直接訪問し説明することで、各支店・工場を含め全社的に物流課題について取り組んで頂くよう周知します。
※公正取引委員会とも連携し、一部の訪問については合同で実施予定。
2. **公正取引委員会との合同荷主パトロール**
公正取引委員会と荷主等を合同でパトロールすることにより、貨物自動車運送事業法及び中小受託取引適正化法の周知を行います。
3. **労働局との合同荷主パトロール**
労働局と連携し荷主等へ合同でパトロールすることにより、長時間の荷待時間削減やトラック運送事業者の労働時間の改善に向けて荷主等へ要請を行います。
4. **サービスエリアや道の駅でのトラックドライバーへの情報収集の強化**
近畿管内のサービスエリアや道の駅において、トラックドライバーよりヒアリングを行い、運送業界の生の声を把握するとともに、違反原因行為を行っている疑いのある荷主等の情報を収集します。
※上記取組の一部については、日程が確定次第お知らせします。

【参考資料】
令和7年9月26日「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します。(国土交通省 物流・自動車局プレス)

(配布先)

青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ
陸運記者会(トラック)

<問い合わせ先>

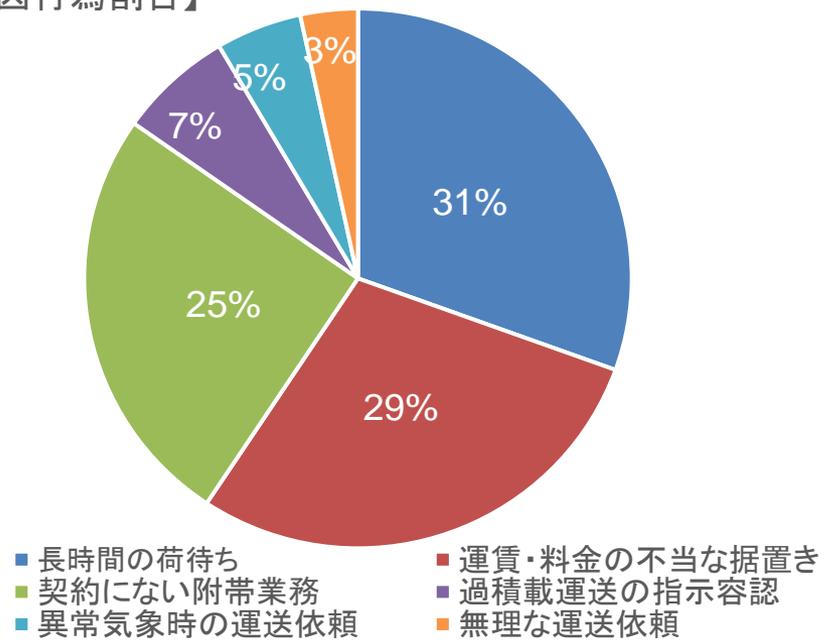
担当者：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 山地・藤田
電話：06-6949-6447

- 近畿運輸局の荷主等パトロール事業者訪問件数
 - 荷主等 : 217件
 - トラック事業者 : 30件

⇒ **計247件**の事業者訪問を実施 (R6年度197件)
- 近畿運輸局の是正指導件数
 - 働きかけ : 43件 (荷主19、元請21、その他3)
 - 要請 : 2件 (荷主2)

⇒ **計45件**の法的措置を実施 (R6年度39件)

【違反原因行為割合】



◎ 荷主パトロール (荷主・運送事業者)

令和7年4月1日～令和8年2月末時点

○和歌山県内で行った荷主パトロールの件数 291件

和歌山県内全域をパトロール

その他電話にて情報収集も実施

◎ ドライバー周知活動

○トラック運転者に対して、「トラック・物流Gメン」制度の周知および過積載運行防止の啓発を行い、違反原因行為の有無やその内容についてヒアリングを実施

令和7年3月26日@道の駅 海南サクアス



環境にやさしい 定量積載運行

過積載運行は、地球環境問題や重大事故等を招く原因にもなります。

過積載運行は、地球環境問題や重大事故等を招く原因にもなります。

過積載運行は、地球環境問題や重大事故等を招く原因にもなります。

過積載運行は、地球環境問題や重大事故等を招く原因にもなります。

令和7年11月18日 @京奈和道かつらぎ西PA (下り)



国土交通省 近畿運輸局 からのお知らせ

トラック・物流Gメンがパトロール中です。

トラック・物流Gメンが「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の支店、荷捌き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

トラック・物流Gメンとは？
トラックGメンは、国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型（積極的）情報収集」の他、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者に対して、「働きかけ」や「要請」等の是正指導を行います。

【働きかけの実例】

- ケース① 運送・社会性の低下に懸念あり (荷主企業側(企業・事業者) - 依頼者)
 - ・依頼者：利用ドライバーを募集し、ドライバーの不足を補うため、荷主企業側(企業・事業者)より、依頼者側(企業・事業者)に働きかけを実施。
- ケース② 違反原因行為の疑い (依頼者側(企業・事業者) - 依頼者)
 - ・依頼者：違反原因行為の疑いがあるため、依頼者側(企業・事業者)より、依頼者側(企業・事業者)に働きかけを実施。

【要請の実例】

- ケース③ 違反原因行為の疑い (依頼者側(企業・事業者) - 依頼者)
 - ・依頼者：違反原因行為の疑いがあるため、依頼者側(企業・事業者)より、依頼者側(企業・事業者)に働きかけを実施。
- ケース④ 違反原因行為の疑い (依頼者側(企業・事業者) - 依頼者)
 - ・依頼者：違反原因行為の疑いがあるため、依頼者側(企業・事業者)より、依頼者側(企業・事業者)に働きかけを実施。

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】
違反原因行為を繰り返している 荷主が違反原因行為をしていること 要請してもなお改善されない場合

働きかけ → 要請 → 勧告・公表

※違反原因行為の改善が見られない場合、勧告や公表を行います。

近畿運輸局

トラック・物流Gメン活動中！～物流SOSを話せる環境へ～

「積込先、配達先でのお困りごと、トラック・物流Gメンに話してみませんか？」

長時間の待ち時間、契約のない荷物の運搬、運賃・料金の不当な増額

過積載運送の指示・督促、異常気象時の運送依頼、無理な運送依頼

「トラック・物流Gメン」は、国土交通省が創設した専門部隊です。依頼者側の困りごとを解決するために、依頼者側(企業・事業者)より、依頼者側(企業・事業者)に働きかけを実施します。

詳しい情報は、貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、荷主等に対して配座を求めます。

※荷主等への対応にあたり、情報提供を希望する場合は「同意書」は、おまかせください。同意書がご提供できない場合は、お問い合わせください。

【お電話での問い合わせはこちら】
近畿運輸局トラック・物流Gメン
06-6949-6447

国土交通省 近畿運輸局 (近畿管内)

画面の右下に記入のうえ、FAXで近畿運輸局まで情報提供頂くことも可能です。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

担保

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

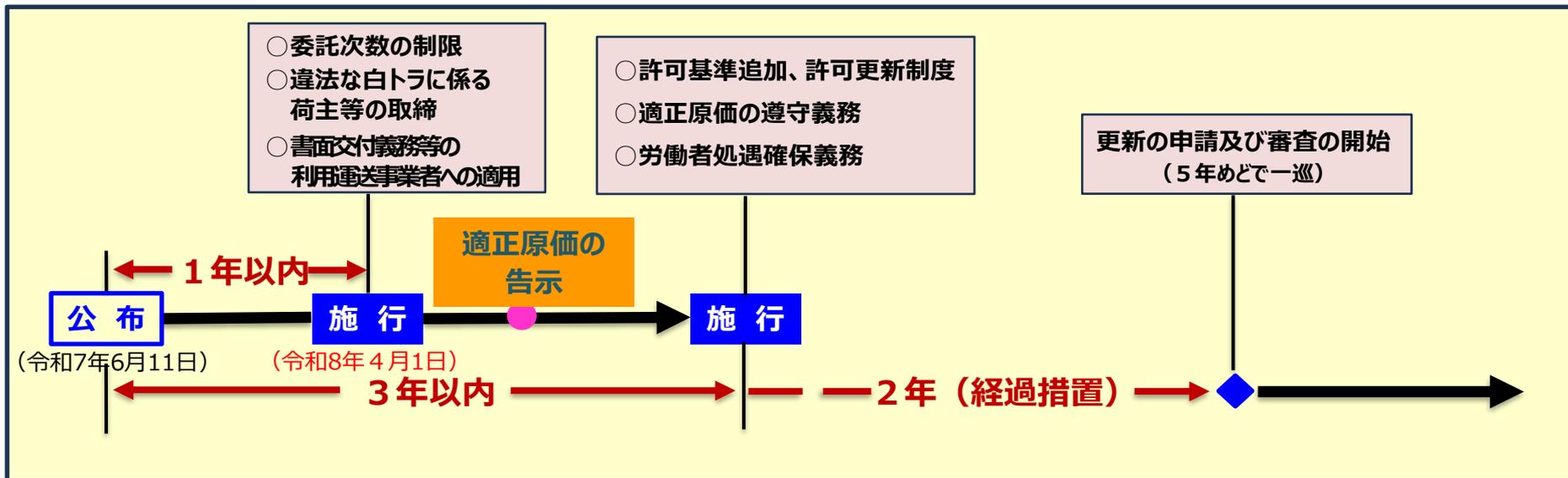
政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

6. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】

